

訓令甲第14号

警視庁放置駐車対策センター運営規程を次のように定める。

平成18年5月19日

警視總監 伊藤 哲朗

警視庁放置駐車対策センター運営規程

(目的)

第1条 この規程は、警視庁放置駐車対策センター(以下「放置駐車対策センター」という。)の運営について、必要な事項を定めることを目的とする。

(準拠)

第2条 放置駐車対策センターの運営については、別に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(任務)

第3条 放置駐車対策センターは、放置車両確認事務及び放置違反金関係事務の適正かつ効果的な推進を図ることを任務とする。

(所長の責務)

第4条 警視庁放置駐車対策センター所長(以下「所長」という。)は、駐車対策課長の命を受け、放置駐車対策センターの事務を掌握し、放置駐車対策センターの勤務員(以下「所員」という。)を指揮監督するとともに、その適正な運営に努めなければならない。

(業務計画の策定)

第5条 所長は、毎月末までに翌月の業務計画を策定し、駐車対策課長に報告するものとする。

(勤務)

第6条 所員は、毎日制勤務とする。

2 所員は、駐車対策課長の定めるところにより、宿直勤務に服するものとする。

(所員の心得)

第7条 所員は、次の事項に留意し、勤務の適正を期するものとする。

(1) 業務の円滑な推進を図るため、必要な知識技能の修得に努めること。

- (2) 関係機関との緊密な連携を保持し、業務の円滑な推進を図ること。
- (3) 放置駐車対策センター内の各種機器の適正な管理、運用及び機能保持に努めること。
- (4) 常に放置駐車対策センター内の秩序維持を図るとともに、秘密の保持に努めること。

(内規)

第8条 駐車対策課長は、放置駐車対策センターの運営に関する必要な事項について、内規を定めるものとする。

附 則

この訓令は、平成18年6月1日から施行する。